

秋選管告示第 1 7 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について下記の施設を指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 15 日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹 田 勝 美

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指定年月日
秋田市上北手地区コミュニティセンター	秋田市上北手猿田字苗代沢37番地 1	令和 6 年 3 月 1 日